

生産情報公表農産物についての生産行程管理者の認定の技術的基準

制 定 平成17年 7月29日農林水産省告示第1258号
改 正 平成18年 2月22日農林水産省告示第 186号
最終改正 平成24年 8月28日農林水産省告示第2129号

一 生産及び保管に係る施設

1 生産に係る施設

生産に係る記録をする場所が、生産情報公表農産物の日本農林規格（平成17年6月30日農林水産省告示第1163号。以下「日本農林規格」という。）第2条に規定する生産情報及び同規格第5条に規定する情報（以下「生産情報等」という。）の記録をするに際し、他の記録と区分して行うのに支障のない広さ及び構造であること。

2 保管に係る施設

- (1) 日本農林規格に従って生産された農産物を、他の農産物と区別して保管するのに支障のない広さ及び構造であること。
- (2) 生産情報等の記録について、他の記録と区別して3年間保管するのに支障のない広さ及び構造であること。

二 生産行程の管理又は把握の実施方法

- 1 生産行程の管理（外注管理（生産行程の管理の一部を外部の者に委託して行わせている場合における外注先の選定基準、外注内容、外注手続等当該外注に関する管理をいう。）を含む。以下同じ。）又は把握を担当する者（以下「生産行程管理担当者」という。）に、次に掲げる職務を行わせること。

- (1) 生産行程の管理又は把握に関する計画の立案及び推進
- (2) 日本農林規格第2条に規定する農産物識別番号（以下「農産物識別番号」という。）に対応させて、生産情報等を一元的に記録し、及びその記録を保管すること。
- (3) 生産行程に生じた異常等に関する処置又は指導

- 2 生産者（生産行程管理者の職員又は外注管理の受託者であって、ほ場及び栽培施設における栽培管理を行う者をいう。(1)において同じ。）に、次に掲げる職務を行わせること。

- (1) 当該農産物の生産情報等を記録し、これを生産行程管理担当者に提出すること。
ただし、生産者と生産行程管理者とが同一の者であるときは、この限りでない。
- (2) 生産行程に異常等が生じた場合には、生産行程管理担当者に報告し、当該生産行程管理担当者の指示により必要な措置を講ずること。

- 3 生産情報等の公表を担当する者に、生産情報等を農産物識別番号ごとに格付が行

われた日から3年以上（農産物識別番号に対応する生産情報公表農産物のすべてが格付が行われた日から最終消費者に販売された日までの日数と当該生産情報公表農産物の特性を考慮して内部規程で定めた日数との合計日数が3年未満であるときは、当該合計日数以上）公表させること（生産情報等以外の情報を公表する場合には、生産情報等とそれ以外の情報とに分けて公表させること。）。

4 次に掲げる事項について、内部規程を具体的かつ体系的に整備していること。

- (1) 生産情報等の記録、保管及び公表に関する事項
- (2) 農産物の輸送、選別、保管、包装、出荷その他の工程に関する事項
- (3) 苦情処理に関する事項
- (4) 年間の生産計画の策定及び当該計画の登録認定機関又は登録外国認定機関への通知に関する事項
- (5) 生産行程の管理又は把握の実施状況についての登録認定機関又は登録外国認定機関による確認等業務の適切な実施に関し必要な事項

5 内部規程に基づいて生産行程の管理又は把握を適切に行い、生産情報等の記録及び当該記録の根拠となる書類を農産物の格付が行われた日から3年以上保持するとともに、生産情報等を当該農産物の格付が行われた日から3年以上（農産物識別番号に対応する生産情報公表農産物のすべてが格付が行われた日から最終消費者に販売された日までの日数と当該生産情報公表農産物の特性を考慮して内部規程で定めた日数との合計日数が3年未満であるときは、当該合計日数以上）公表すること。

6 内部規程の適切な見直しを定期的に行い、かつ、従業員に十分周知することとしていること。

三 生産行程管理担当者の資格及び人数

1 生産行程管理担当者の資格及び人数

生産行程管理担当者として、次のいずれかに該当する者であって、適正な生産行程の管理又は把握を行うものが1人以上置かれていること。

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学若しくは旧専門学校令（明治36年勅令第61号）による専門学校以上の学校で農産物の生産に関する授業科目の単位を取得して卒業した者又はこれらと同等以上の資格を有する者で、農産物の生産又は農産物の生産に関する指導、調査若しくは試験研究に1年以上従事した経験を有するもの
- (2) 学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校若しくは旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）による中等学校を卒業した者又はこれらと同等以上の資格を有する者で、農産物の生産又は農産物の生産に関する指導、調査若しくは試験研究に2年以上従事した経験を有するもの
- (3) 農産物の生産又は農産物の生産に関する指導、調査若しくは試験研究に3年以

上従事した経験を有する者

2 生産行程管理責任者

- (1) 生産行程管理担当者が1人である場合には、その者が生産行程管理責任者として、登録認定機関又は登録外国認定機関の指定する講習会（以下「講習会」という。）において農産物の生産情報等に係る管理又は把握に関する課程を修了していること。
- (2) 生産行程管理担当者が2人以上置かれている場合には、生産行程管理責任者として、生産行程管理担当者の中から、講習会において農産物の生産情報等に係る管理又は把握に関する課程を修了したものが1人選任されていること。

四 格付の実施方法

- 1 次に掲げる事項について、格付に関する規程（2において「格付規程」という。）を具体的かつ体系的に整備していること。
 - (1) 生産行程についての検査に関する事項
 - (2) 格付の表示に関する事項
 - (3) 格付後の農産物の出荷又は処分に関する事項
 - (4) 記録の作成及び保存に関する事項
 - (5) 生産情報等に関する事項と表示方法の内容が対応することに関する具体的事項
 - (6) 登録認定機関又は登録外国認定機関による確認等業務の適切な実施に関し必要な事項
- 2 格付規程に基づいて格付及び格付の表示に関する業務を適切に行い、その結果、格付の表示が適切に付されることが確実に認められること。
- 3 農産物に付与する農産物識別番号の伝達が的確に行われることが確実に認められること。
- 4 生産情報公表農産物の表示が日本農林規格第4条及び第6条に規定する基準に従い、的確に行われることが確実に認められること。

五 格付を担当する者の資格及び人数

1 格付を担当する者の資格及び人数

格付を担当する者（2において「格付担当者」という。）として、三の1の(1)から(3)までのいずれかに該当する者であって、講習会において生産情報公表農産物に係る格付に関する課程を修了し、かつ、適正な格付を行うものが1人以上置かれていること。

2 格付責任者

格付担当者が2人以上置かれている場合には、格付責任者として、格付担当者の中から、講習会において農産物の生産情報等に係る格付に関する課程を修了したものが1人選任されていること。

附 則（平成24年8月28日農林水産省告示第2129号）

この告示の施行の際現に農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和25年法律第175号）第14条第2項の認定を受けている農林物資の生産行程管理者（同項に規定する生産行程管理者をいう。）及び同法第19条の3第2項の認定を受けている農林物資の外国生産行程管理者（同法第17条の2第1項第2号に規定する外国生産行程管理者をいう。）は、この告示による改正後の生産情報公表農産物についての生産行程管理者の認定の技術的基準の二の4の(3)の規定にかかわらず、平成25年10月31日までの間は、苦情処理に関する事項について、内部規程を具体的かつ体系的に整備しないことができる。